

「危機」とともに暮らすこと

—陸前高田市小友町只出集落の災害史—

辻本侑生*

TSUJIMOTO Yuki

Living with “Crises”

Disaster History in Tadaide Village, Otomo Town, Rikuzentakata City

This paper aims to reexamine the previous studies that have evaluated the “rationality” of people in tsunami affected areas returning to their homes near the sea, from the perspective of the history of micro-disasters in these areas.

Previous studies in folklore and environmental sociology have revealed that measures taken to separate people from “risks,” such as the construction of seawalls and the designation of disaster risk zones, are out of touch with the actual living conditions of the people living there. However, it is important to note that the question of why people return to areas near the sea is also a question that people living in tsunami affected areas themselves have been asking.

This paper examines the past 100 years of disaster history in the community of Tadaide, Otomo-machi, Rikuzentakata City, Iwate Prefecture, and reveals that the relationship between tsunami and community is not supported by a consistent rationality, but is a process based on situation-dependent judgments.

キーワード：津波常習地 災害史 集落移動 合理性 危機

* 弘前大学地域創生本部

1. 課題と方法

(1) 課題

2011年3月11日の東日本大震災で大きな津波被害を受けた三陸沿岸地域は、歴史的に繰り返し津波に見舞われてきた「津波常習地」であり、近現代に限ってみても、明治三陸津波（1896年）、昭和三陸津波（1933年）、チリ地震津波（1960年）と、数十年に一度、規模の大きい津波に襲われている。

繰り返し津波が襲いかかる地域であるにも関わらず、三陸の人びとは、海の近くに集落を設け、暮らしの拠点としてきた。民俗学者・地理学者の山口弥一郎は、昭和三陸津波（1933年）の発生からまもない1935年から1940年代にかけて、三陸沿岸各地で集中的にフィールドワークを実施し、1896年に明治三陸津波を経験した集落が高台移転を試みても、再び「原地」に復帰し、昭和三陸津波の被害を受けていたことを浮き彫りにした〔山口1943〕。さらに山口は地理学的な研究によって三陸沿岸集落の移動史を明らかにするとともに、民俗学的な聞き書きも併せて行い、津波後に高台に移転したとしても、主たる生業である漁業における便宜や、元の屋敷地に残された氏神や墓へのこだわり等、多岐にわたる要因によって、海の近くの「原地」に人びとが戻っていく実態を明らかにした〔山口1943〕。

山口弥一郎の先駆的な研究を踏まえつつ、津波常習地に暮らす人びとに寄り添って新たな視点を提示したのが、川島秀一の研究である。川島は山口の『津浪と村』を、自らの長年の三陸でのフィールドワークの成果と突き合わせながら再評価し、民俗学の災害研究に「津波という非日常的な世界の裏側にあった日常的な世界」〔川島2012: 46〕や、「非日常時における日常性」〔川島2012: 50〕を明らかにする力があることを指摘している。さらに川島は、東日本大震災以前から三陸の漁師の暮らしを見つめてきた視点から、津波の来た場所に戻ろうとする人びとを「愚か」と捉えるがためにハード整備に偏重する現行の復興政策を批判し、海とともに暮らしてきた漁師の自然観を重視した復興政策の必要性を説いている〔川島2017b: 93-94〕。

また、民俗学における山口や川島の津波研究の視点を環境社会学において展開し、災害研究におけるレジリエンス（回復力）論と接続したのが、植田今日子の研究である。植田は、川島と同じく山口弥一郎の『津浪と村』に一定の評価を与えつつも、山口が津波後においても海の近くに帰ろうとする人びとを「非合理」「向こう見ず」と捉えていた視点の限界を指摘し、そうではなく、津波に襲われてもなお海の近くに帰ろうとする人びとの「合理性」を明らかにする必要を指摘した〔植田2016: 169-171〕。そして植田は、宮城県気仙沼市唐桑町におけるフィールドワークを通して、人びとが海から得られる様々な恵みと津波に限らない海難の両方を受け入れ〔植田2016: 第6章〕、そして、過去の津波に関連する集落内の様々なモノゴトから日常的に津波を思い起こしながら〔植田2016: 第8章〕、海の近くでの暮らしを営み続けてきたことを描きだした。

植田と川島の研究は、防潮堤の整備や災害危険区域の指定といった、人びとを「リスク」から切り離そうとする政策が、地域社会に暮らす人びとの生活実態から乖離したものであることを浮き彫りにしており、民俗学・環境社会学的な災害研究の成果として極めて重要である。しかしながら、「なぜ海の近くに戻るのか」という問いは、実は、津波常習地に暮らす人びと自身が抱えている疑問でもある点には留意が必要である。例えば中野泰は、東日本大震災後に実施された陸

前高田市での民俗調査の成果報告書において、津波で被災したある住民が「昭和三陸津波によって高台移転したにも関わらず、なぜ戦後、自分の家族は低地へ再び住居を移転してしまったのだろうか」と自問していた」[中野 2014: 149]という事例を報告している。こうした事例からは、津波後も海の近くに戻る人びとの実践が、ある面では三陸の人びとの日常性や合理性を反映したものであるとは必ずしも言い切れず、地域社会に暮らす当事者にとっても説明しがたい部分を有していることが示唆される。

このように、これまでの民俗学や環境社会学の津波研究は、眼前のフィールドでの語りに密着した現代的視点を前面に出し「災害に対して、いかに地域社会の人びとが日常的な暮らしの蓄積を生かして、合理的に対応してきたか」という視角で研究を積み重ねてきた。これらの研究は、地域社会の日常の視点を無視する復興政策を批判する点において極めて大きな意義がある一方、「いかに地域社会の人びとが日常の中で津波と共存してきたか」という視点の分析に傾斜しており、地域社会に暮らす当事者にとって説明しがたい災害に対する不安や不可知性、不確実性を捉えることは、未だ課題として残されている。

(2) 方法

前節で検討した川島や植田の研究は、地域社会における歴史的な展開を踏まえつつも、基本的には聞き書き（インタビュー）や参与観察による共時的な状況把握に基づき、三陸に暮らす人びとの自然観や災害観を明らかにしたものである。そこで本論文においては、川島や植田のアプローチに学びつつも、前節で述べたような研究上の課題に対応するため、フィールドで向き合ったインフォーマントが経験している時空間からさらに遡り、100年以上の長期スパンで地域社会の災害史を明らかにする。特に本論文では文書資料の分析を重視し、インフォーマントが経験していない時空間の事象、もしくは経験していたとしても、聞き書きの場では想起されず、話題に上りづらい事象（先取りしていうのであれば、公民館の移転検討に関する事象）を積極的に検討することで、共時的な状況把握を主とする先行研究に新たな知見を付け加えることを企図している。

具体的には、本論文では岩手県陸前高田市小友町只出集落を対象として、フィールドワークと資料調査を実施した。小友町只出集落は後述するように、明治三陸津波の後、一度高台移転したが原地に戻った集落として報告されており [山口 1943]、いわば山口や植田が論点とした「それでも海に戻ろう」としてきた典型的な事例であると位置づけられる。しかも、山口弥一郎の残したフィールドノート等を検討したところ、山口は只出集落については1935年12月26日にごく短時間調査を行ったのみであり [辻本 2020]、インテンシブな調査研究によって再検討する意義は大きいと言えるだろう。

フィールドワークは2014年8月から2022年12月まで断続的に実施し、津波に伴う集落移動の歴史や災害伝承等について、集落住民に聞き取りを行った。また資料調査では、只出部落会文書に加え、陸前高田市立図書館や岩手県立図書館に所蔵されている郷土資料、岩手県庁永年保存文書の調査を行った。さらに集落移動の履歴を検討するために、盛岡地方法務局大船渡出張所に所蔵されている地籍図および土地台帳の調査も行った⁽¹⁾。

本論文の構成は以下のとおりである。まず、第2章ではフィールドの概要を示した後、第3章では事例として、小友町只出集落の災害史を記述する。第4章で事例を踏まえた分析を行ったうえで、第5章において本論文の知見をまとめる。

2. フィールドの概要

まず、フィールドが位置する岩手県陸前高田市小友町全体の概要について説明する。小友町は、広田半島付け根のくびれた「船越地形」に位置する、丘陵と海沿いの集落が入り混じった旧藩制村であり、1889年に小友村として村制施行し、1955年に陸前高田市成立に合わせて、陸前高田市の地区の一つとなった。人口はピーク時の1950年代には約3,200人に達していたが、その後一貫して人口は減少傾向にあり、2023年現在約1,800人となっている。小友町は10行政区から成っているが、実質的には16の「部落」が住民自治の基本単位となっている〔小谷 2017〕。本論文のフィールドである只出集落も、この16の「部落」の1つである。なお、本論文においてはこれ以降、基本的には「只出集落」という表記を用いるが、「只出部落会」「部落公民館」など現地で用いられてきた語彙を記述する際は、自治組織の通称として東北地方で歴史的・一般的に用いられてきた「部落」の表記を優先する。

小友町全体の耕地面積の推移をみると、1642年検地時点の小友村の耕地面積は、水田88町、畑124町、茶畑1畝〔陸前高田市史編纂委員会 2002: 859〕、1880年時点では水田126町、畑145町〔陸前高田市史編纂委員会 2001: 671〕、1914年時点では、水田131町、畑153町〔岩手県農会 1914〕というように、明治中期時点において水田開発は限界に達していた。こうしたことから、小友町においては大工や定置網漁業などで、関東地方や福島県などへ出稼ぎする動きが明治期からみられていたが、戦後になってノリやワカメの養殖業が盛んになると、小友町内で生業を組み合わせて生計を成り立たせることが可能になっていった〔川島 2017a〕。また、小友町は「表浜」とよばれる太平洋と、「裏浜」とよばれる広田湾の二つの海に面しているのが特徴であり、1892年に岩手県庁の官吏であった斎藤佐一が県内漁村の視察結果を記録した資料「漁村之状況」には、「表浜ハ鮎流シ鮭網捕介等ヲ重ナル漁業トシ、裏浜ハ建網刺網其他ノ小漁ヲ重ナル漁業ト為セリ」⁽²⁾とあり、表浜と裏浜とで営まれる漁業の特色も異なっていた。

次に、只出集落の概要について説明する。只出集落は、陸繋島的な地形の広田半島の付け根に位置している、2023年現在、75戸ほどの太平洋に面した集落である。小友町の中には農業を主力とする集落と漁業を主力とする集落の双方がみられるが、只出集落はもっとも漁村的な性格の強い集落であり、集落内に漁港を擁している。「只出」の地名は、1642年の検地資料に「只出やしき」として見えるが⁽³⁾、この資料から当時の集落の位置はわからない。近世末期の只出集落には13隻のカツオ船があり、カツオ漁や沿岸でのイワシ漁で栄えたと言われている〔辻本・戸羽 2017: 16〕。1879年の「共武政表」によれば、当時の只出は戸数59戸、人口は389人であり、物産は米、麦、魚類、乾魚類、と記されている〔参謀本部 1879 (1978): 411〕。大船渡警察署がまとめた『管内実態調査書』によれば、「只出湾は往時漁港として大いに発展したところである。明治時代には鰹が基石沖の附近でも獲れ、鮫、鱈、ひらめ、するめ等が多く漁獲され干場に困り、海岸の干潟を分配した程であった」〔大船渡警察署 1955: 111〕という。

以上を踏まえると、只出集落は近世から明治期にかけて、漁業で隆盛した集落であると考えられ、さらに同時期には仙台から歌舞伎や人形芝居が伝来し、文化的にも栄えていた〔辻本・戸羽 2017: 16〕。地籍図と土地台帳から推察するに、すでに近世後期から明治初期の只出集落には、漁家を中心とする60戸以上の家屋が海沿いに密集していたと考えられる。

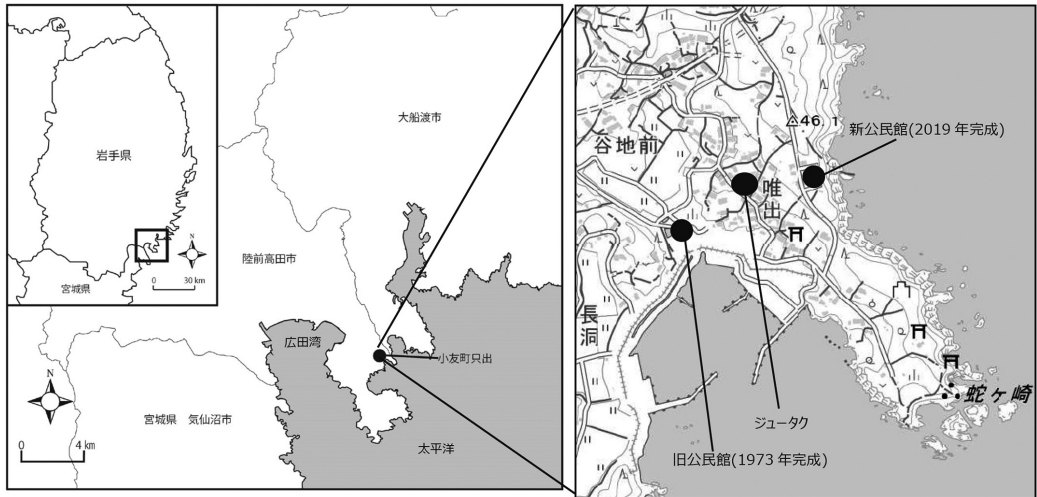


図1 小友町只出の概要

出典) 電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

注) 住所表記は「唯出」であるが、集落名として現地で用いられているのは「只出」表記である

3. 小友町只出集落の災害史

(1) 小友町全体の災害史

本章では、史的にさかのぼることのできる近世以降の小友町および只出集落の災害史について概観していく。

まず、小友町全体の災害史について概観してみたい。表1は、大正・昭和初期の2度にわたり小友村長を務めた千葉薫治郎が1952年に著した『回顧録』をもとに作成した、小友町の災害史年表である。これをみると、小友町では近世～近代を通じて、気候不順、旱魃、多雨・洪水による凶作が頻発していることがうかがえる。特に小友町には河川がないことから水不足は深刻であり、1924～26年には「田んぼの中を一直線に草履にて歩」くことができるような凶作が発生している(表1)。

さらに表1を見ると、例えば明治三陸津波の2年後の1898年に、広田湾側に来襲した津波のように、小規模な津波がより短いスパンでみられていることもわかる。これと対応するように、聞き取りでも、「小友では津波は三年に一度」という伝承も得られている。

(2) 近世期から明治三陸津波後までの只出集落

次に只出集落に特化して、災害史をみていこう⁽⁴⁾。只出集落に特化した災害史を資料上廻ることができるのは、1896年6月15日の明治三陸津波以降となる。明治三陸津波の被害を同時代に調査した山奈宗真の記録によれば、只出集落は56戸のうち52戸が流失、180人の死者を出すという甚大な被害に見舞われた[卯花・太田1988:295]。

しかし、明治三陸津波後の只出集落においては元の海沿いに集落が再建された。山口弥一郎は1935年12月に実施した調査を踏まえて、「二十九年には被害地に仮屋を建てた人々も、将来

表1 小友町の災害史年表

西暦	和暦	概要	記載内容
1611	慶長 16	津波	十月二十八日。大地震津浪押来
1616	元和 2	津波	大地震津浪押来
1774	安永 3	感染症	本郡一般に疫病、流行患者一萬三千余名。本村の如きも相当の打撃を受けたるべし
1751	宝暦元	津波	閏六月二日。本村海岸一帯津浪押来
1812	文化 9	感染症	天然痘流行
1850	嘉永 3	凶作	七月より降雨多し
1856	安政 3	津波	七月二十三日。強震あり津浪押来
1857	安政 4	凶作	秋季気候不順
1860	万延元	凶作	春季気候不順夏洪水あり
1861	文久元	感染症	郡内麻疹流行
1869	明治 2	凶作	夏、寒し気候不順
1896	明治 29	津波	旧五月五日。
1898	明治 31	津波	旧七月七日。三日市浦に津浪あり。大激震
1899	明治 32	感染症	赤痢流行患者百三十九戸。これが予防救済のため字猪の森に隔離病舎三棟急造。死者三十四名
1902	明治 35	凶作	土用前後曇天続き八月に入り洪水暴風あり
1905	明治 38	凶作	前年の冬暖かにして気候不順、八月二十日より降雨一か月以上続きたり
1913	大正 2	凶作	気候不順、八月二十三日大暴風雨大洪水あり
1924～6	大正 13～15	凶作	灌漑水不足。地方一帯の旱魃なるも本村は殊に甚だし泉田方面より三日市雷前まで、田圃の中を一直線に草履にて歩き得たり
1933	昭和 8	津波	三月三日。午前二時津浪押来し。流失戸数三十一戸、死亡者九名
1934	昭和 9	凶作	上作として六七分のもあれども二三分作より皆無多し
1935	昭和 10	凶作	上作は七八分位のもあれどイ号（品種）の如きは皆無なり
1940	昭和 15	凶作	旱魃減収
1941	昭和 16	凶作	東北海岸地方は青立多く大減収を見たり
1946	昭和 21	感染症	赤痢病流行字猪の森に隔離病舎を急増し収容したり
1950	昭和 25	火災	只出部落にて火災

出典：千葉 [1952] より作成

は高地に移ると言っていたのが、大正七、八年鮫網の豊漁が続き、景気が急激によくなった時、続々と本建築を低地に始め、切角高地に移った六戸も戻ってしまった」[山口 1943: 27-28] と述べており、1918 年ごろに漁業に便利であるため、明治三陸津波で高台に移転した一部の家々も海沿いに戻ったことを記している。ただしこの山口の記述は、地籍図などの資料の検討によって、今のところ具体的に検証できていない。

(3) 昭和三陸津波後の只出集落

1933 年 3 月 3 日の昭和三陸津波では、海岸沿いの低地に家屋が密集していた只出集落においては 18 名の死者・行方不明者が生じ、61 戸のうち 33 戸が流失・倒壊した [岩手県 1934: 48]。

昭和三陸津波からの復興においては、浸水域における本建築に制限をかけた宮城県と異なり、岩手県では元の土地での再建築にも制限はかからなかったが [岡村 2017: 135]、只出集落では公的制度を活用して一部の家が集団高台移転を行った。只出集落において、住宅地を集団的に高台に移転させることは津波後かなり早い段階で発案されており、3 月 12～13 日頃までには片付けに区切りが付き、住宅利用組合の設立と復興方法について協議が行われている [岩手県立盛農学校 1933: 8]。そして被災 20 日後には集落内での協議の結果、住宅組合の結成が県に申請され⁽⁵⁾、その結果、被災約 7 か月後には内務省の事業に沿って高台移転用地の造成工事が始まり、被災約 11 か月後には高台移転用地が完成するなど、国・県の用意した制度に沿って迅速に復興が進んだ [内務大臣官房都市計画課 1934: 49]。

この集団高台移転地は、住宅組合の制度を活用したためか、現在でも「ジュータク」と呼ばれている⁽⁶⁾。ジュータクへの集団移転を選択した家の一つに、斎藤家がある。他家も含めてジュータクへの高台移転を「世話した」とされるのは、この家の当主であった斎藤利之助という人物で

ある。斎藤利之助は只出集落で水産加工業を営んでいたが、津波後には小友漁業協同組合長や小友村議会の要職に就任した⁽⁷⁾。

しかしながら、只出集落において流失・倒壊もしくは浸水によって家屋移転を予定した35戸のうち、住宅組合による集団的な高台移転への加入は、最終的に13戸にとどまった。公的制度によらない個別の移転を行った事例として、戸羽清次家がある。戸羽家は昭和三陸津波当時、イカ釣り船の船頭を勤めていた家であり、昭和8年以前は只出集落の中でも有数の家構えであった。戸羽家には現在も「昭和8年旧4月14日」の棟札が残されており、昭和三陸津波被災の約2ヵ月後という速さで新家屋を上棟したことがうかがえる。このときは、棟梁を出稼ぎ先から呼び戻して再建したという。

このように、昭和三陸津波後の只出集落では、集団移転にせよ、個別移転にせよ、多くの家が元あった場所から、より高所への移転を行った。現在の只出集落の人びとは、昭和三陸津波以前に自分の先代の家が、海沿いのどこにあったか記憶しており、この場所を「モトヤシキ」と呼んでいる。そして只出集落の人びとは、被災して高台移転したのちも、モトヤシキを畑地や納屋として使い、かかわりを持ち続けることで、高台に移転する前のもとの集落の姿を意識として持っているのである。

また、昭和三陸津波後には、津波が発生した日を「記念日」として、その日に特に追悼行事や避難訓練を実施する取り組みが、昭和三陸津波の翌年以降、三陸各地で行われた。岩手県の主導した1934年の「津波記念日」では、避難訓練のほか、黙祷という新しい西洋由来の追悼方式⁽⁸⁾が、岩手県の主導によって県沿岸部各町村において画一的に実施され、只出集落を含む小友村においても1934年3月3日には正午に黙祷が行われ、避難訓練と慰霊祭が開催された[岩手県1934]。ただし、この3月3日の行事は、聞き取りによれば戦後には実施されなくなっていた。

(4) 戦後から東日本大震災までの只出集落

昭和三陸津波後の集団移転および個別移転によって、海沿いに密集していた只出集落の景観は一変し、いくつかの家屋のまとまりが分散した集落となった。この傾向に拍車をかけたのが、1950年に只出集落内で発生した大火であり、この火事をきっかけとして集落のさらに高台に移転した家も数戸みられた。こうした経緯について、前出の大船渡警察署の報告書は、「只出部落は小友文化の発祥地ともいわれ、人家が稠密であったが、明治元年の大火災、明治二十九年の大津浪、昭和八年の大津浪と連続して大被害を受けたため住宅は分散し、(中略)現在では只出海岸低地には僅かに数軒の民家と作業場があるだけである」[大船渡警察署1955:116]とまとめている。

1955年には計71世帯(481人)であった只出集落の戸数[大船渡警察署1955]も、分家の増加などによって増え続け、東日本大震災直前には約100戸となった。その過程で、昭和三陸津波以前の海沿いに分家を出す家もみられるようになった⁽⁹⁾が、1960年に発生したチリ地震津波では、波は広田湾の内湾に押し寄せたため只出集落は被害をほとんど受けず、むしろ他の集落への支援に回った。チリ地震津波後、只出集落の「ジュータク」中心部には、素早い警報の伝達により集落から一人の犠牲者も出なかったことを記念する半鐘が寄進され、現在もそのまま設置されている⁽¹⁰⁾。

さらに、1973年2月には、只出集落の公民館が海沿いの低地に新築された。この公民館の立地については、2000年代初頭より、只出部落会において津波への脆弱性が議論されるようにな

る⁽¹¹⁾。例えば只出部落会「平成 18 年度事業計画」には、「宮城県沖地震・津浪については、各マスコミにおいて向こう 30 年以内に発生するとの報道がなされており、当部落においてもその対策を進めており「財団法人自治総合センター」の助成を受けて防災資材の調達を致したところです」との記載がみられる。こうした流れの中で、2006 年の部落会では、宮城県沖津波が発生した際に、低地に立地する現在の公民館では機能が果たせないため、新たな公民館を建設すべきとの意見が出され、「部落公民館建設検討委員会」が設置されることとなった。

そして、2007 年度に 3 回の委員会を開催した結果、2007 年 12 月に同委員会より部落会長あてに「津波災害の恐れもあるが、地域の中心にある現在の施設を、一部改修しながら使用してゆくべき」との答申がなされた⁽¹²⁾。この理由としては、答申書には「津波災害を考えると地域内の中心地に、新たな公民館建設適地は、見当たらないので、急ぐ必要はない。過疎化が進んでおり、将来適地が出てくることも予想される」と記載されている。当時の経緯を知る集落住民への聞き取りによれば、移転を思いとどまった決め手は費用面の問題であった。当時、委員会が建築業者から徴収した見積もりによれば、建物全体の移転に必要な金額は約 1800 万円と高額であった一方、老朽化していた水回り設備のみであれば約 400 万円で改修可能であり、建築業者からは「水回り以外はまだ丈夫」との指摘があったという。

この公民館立地の議論と時を同じくして、集落内での防災意識の高まりも見られていく。例えば、只出集落においては 1982 年に昭和三陸津波 50 回忌行事が行われた⁽¹³⁾のを例外として、戦後においては長らく 3 月 3 日に追悼行事や避難訓練は行われてこなかったと説明されるが、只出部落会の事業報告をみていくと、それまで行われていなかった津波避難訓練が、2004 年度から 5 月 24 日に実施されるようになり⁽¹⁴⁾、2006 年 5 月の訓練には 93 名もの住民が参加している。この 5 月 24 日は、1960 年のチリ地震津波が発生した日付である。

しかし、東日本大震災において約 100 戸中、30 戸程度が流失する被害を受けた。東日本大震災では、昭和三陸津波と違って只出集落が面する太平洋側（表浜）からの津波のみならず、広田湾側（裏浜）からの津波も押し寄せた。そのため、昭和三陸津波の時に広田湾側（裏浜）方面に個別移転していた家々が大きな被害を受けたのである。公民館については、2007 年の答申内容に沿って改修する準備が進められ、2010 年 11 月にトイレ等の改修が完了したが、その数か月後に東日本大震災によって流失することとなった。聞き取りによれば、震災によって公民館が流出したことで、集落内の被災者の避難場所が分散し、避難時の集落内の意思疎通に非常に苦労することとなった。その後、新たに森林を伐採して造成された防災集団移転地に新部落公民館が建設されることとなり、その資金には、外部財団からの補助に加え、各世帯から集めた費用が充てられた。

4. 分析

(1) 津波の危険性はどの程度意識され続けたか

本章では、前章までの災害史の記述を踏まえた分析を試みる。まず小友町、特に只出集落において大規模な津波が来る可能性がどの程度意識され続けたか、考えてみたい。

まず、1896 年の明治三陸津波の後、高台移転を試みたものの再び元の低地に集落の位置が戻り、1933 年の昭和三陸津波でも大きな被害を受けた只出集落の経験は、山口弥一郎のいう「原

地復帰」の代表例であるといえよう。また、昭和三陸津波の翌年以降、1934年3月3日に岩手県下各町村で行われた「津波記念日」の追悼行事・避難訓練も戦後には実施されなくなり、1960年のチリ地震津波においては太平洋に面する只出集落に大きな波は押し寄せず、むしろ只出集落の人びとは小友町内の他の集落の支援へと回っていた。

さらにいえば、1933年の昭和三陸津波後、只出集落の人びとは集団移転もしくは分散移転によって、高台へと住まいを移していたが、1960年代以降、集落内の人口が増加すると、分家を低地に出すこともみられるようになり、さらに1973年には集落公民館が海沿いの低地に新築されたのであった。

以上のような事実を踏まえると、只出集落の人びとは、1933年の津波以降、2011年まで津波についてほとんど思い起こしていなかったかのように考えられるが、必ずしもそうではない。1982年には昭和三陸津波50回忌行事が行われているし、また、昭和三陸津波で移転した家の人びとは、1933年以前の海沿いのモトヤシキの場所を記憶し続けており、海沿いが津波の危険があるということは意識され続けていた。そして、宮城県沖地震の危険性を指摘するメディア報道の影響により、2004年からは(昭和三陸津波の発生した3月3日ではなく)、チリ地震津波の発生日である5月24日に防災訓練が行われるようになり、2006年には、将来発生する津波に備えて、公民館を高台移転させることを検討する「部落公民館建設検討委員会」が発足するに至っているのである。

(2) なぜ公民館は事前に移転されなかったか

前節の検討からは、只出集落の人びとは、常に一貫して強い防災意識を持ち続けてきたとまでは言えないかもしれないが、2011年の東日本大震災以前においても、津波が来襲する可能性を認識していたことがうかがえる。では、なぜ只出集落の人びとは、津波の可能性を認識していたにも関わらず、公民館を事前に高台に移転させなかったのだろうか。ここでは、災害史の記述をもとに、2点指摘したい。

1点目は、建て替えに必要な費用面の懸念に対して、津波災害に関する不可知性・不確実性が高かったことである。答申書の「津波災害の恐れもあるが、地域の中心にある現在の施設を、一部改修しながら使用してゆくべき」という記載の背景には、全面的な建て替えには大きな費用を要することがあり、水回り設備のみを改修することで、当面は現行の公民館を使用し続けることができる、という判断があった。こうした判断の背景には、まず津波災害がいつ、どのような規模で、表浜・裏浜どちらの方向から襲来するかわからないという、不可知性・不確実性が指摘できる。「小友では津波は三年に一度」という伝承のように、規模の小さい津波は短いスパンで襲来しているし、家屋や人命を危機にさらすような大きな津波も、1933年の昭和三陸津波のように、太平洋側から波が押し寄せるかもしれないし、1960年のチリ地震津波のように広田湾側から波が来れば、太平洋に面した公民館のあたりは被災しないかもしれない。只出集落において公民館の建て替えが検討された2006年において、5年後に東日本大震災が発生することは当然予測不可能な状況であり、費用面の懸念と津波リスクの不可知性・不確実性を天秤にかけた結果、公民館を移転しない選択肢をとったと理解することができるだろう。

そして2点目は、公民館の適地を検討する上で、考慮すべき要因が「津波」に限らなかったことである。例えば只出集落においては「明治元年の大火災」[大船渡警察署1955:116]や、表1に示した1950年の火災など、繰り返し火災による被害が発生していた。前章で述べた通り、只

出集落における過去の家屋移転には、津波のみならず火災を回避することを目的とした移転もみられていた。また、中長期的に考慮すべき要因として、1960年代のピーク以降、小友町全体で人口が一貫して減少傾向にあるということもあった。こうしたことから、「部落公民館建設検討委員会」の答申書に「過疎化が進んでおり、将来適地が出てくることも予想される」とあるように、将来的には集落内のどこかの家屋等が空き家化し、取り壊されることで、津波や火災の被害を受けづらいような公民館の立地適地が生じることが期待されていたのである。

5. おわりに

本論文では、津波常習地の人びとが海の近くに帰り、暮らしを営んできたことの「合理性」を評価してきたこれまでの先行研究を、ミクロな集落災害史の復元から再検討することを目指してきた。本章ではこれまでの議論を振り返ったうえで、得られた知見をまとめたい。

小友町全体の災害史の検討からは、近世～近代期の小友町においては、数十年に一度の大きな津波のみならず、より小規模な津波や、凶作や火災、感染症といった、様々な「危機」が発生していたことがうかがえた。こうした状況の中で只出集落では、必ずしも常に津波の危険性が意識されていたとまでは言うことはできず、過去の津波の記念日に行われるべき行事や避難訓練が途絶えていた時期もみられ、1960～70年代においては分家や公民館が、過去の浸水域に立地する状況がみられていた。しかし、1982年の昭和三陸津波50回忌行事や2000年代初頭の宮城県沖地震の危険性を訴えるメディア報道など、様々なきっかけによって津波の危険性が思い起こされることは複数あり、こうした中で2006年には低地に立地する集落の公民館を高台移転させる必要性が議論されるようになった。ただし、公民館の移転については、費用面の懸念と津波発生リスクの不可知性・不確実性の問題があり、人口減少による空き家・空地の発生に伴い今後より良い適地が見つかる期待もあったため、最終的には2006年時点での移転は見送られたのであった。

本論文において記述した、東日本大震災以前の2006年時点で公民館の高台移転に悩んでいた只出集落の人びとの姿は、地域に内在する「合理性」に基づいて判断している人びとというよりは、むしろ不確実性のなかで悩みながらも、その都度、制約条件やリスクを検討し、状況を調整しながら対応してきた人びとであるとまとめることができるだろう。即ち、津波に限っても、津波が押し寄せてくる方向や規模、タイミングは不可知・不確実であり、それに対応しうる公民館建て替え費用をどの時点で支出するかという悩みがあった。また、仮に建て替えを行うにしても、その適地を検討するにあたっては、火災の危険性や人口減少に伴う空き家の発生など、集落をとりまく津波以外の多様な要因を考慮しなければならないという悩みがあったのである。

災害は、地域社会の人びとも、政策担当者も、そして当然研究者にとっても予測不可能な、不可知で不確実な「危機」である。現代日本の地域社会は、災害、人口減少、感染症⁽¹⁵⁾、気候変動に伴う食糧危機（凶作）など、不可知で不確実性の高い様々な「危機」にさらされている。この先の地域社会は、これまでの想定範囲を超えた「危機」に直面していくかもしれないが、そうした状況に立ち向かうためには、地域社会の中で培われた自然観や合理性を踏まえつつも、それでもなお残る不安や悩みを共有し、地域住民に加え、政策担当者や研究者も、ともに不可知で不確実な「危機」に向き合っていく必要があるのではないだろうか⁽¹⁶⁾。本論文の知見は、そうした実践的課題に現代民俗学が立ち向かうための第一歩を示したものであると、筆者は考える。

付記

本論文に係る現地調査に際しては、戸羽伸一氏、戸羽清次氏をはじめとする只出集落の皆様には終始ご高配をいただき、岩手県庁法務学事課、岩手県立図書館、もりおか歴史文化館の皆様には所蔵資料の閲覧・撮影等についてご高配をいただいた。また、塚原伸治氏、及川祥平氏、平井太郎氏には草稿段階でご助言をいただいた。記して深く感謝申し上げます。本論文は、JSPS 科研費 JP 26284100、JP 17H02434、JP 22K20070 の助成を受けたものです。中野泰先生、木村周平先生をはじめ、科研費での共同研究を通してお世話になった先生方に、深く感謝申し上げます。

註

- (1) なお、地籍図・土地台帳を用いて昭和三陸津波（1933年）以前の只出集落の家屋配置・屋敷を復元する研究は、只出集落の戸羽清次氏との共同研究として実施しているが〔辻本・戸羽 2017〕、本論文に関するデータ収集および分析・立論は辻本単独の責任で実施したものである。
- (2) 斎藤佐一「明治二十五年 漁村之状況」（岩手県庁所蔵永年保存文書）。
- (3) 「安永十九年 気仙郡小友村田畑御検地御笄答（写本）」（もりおか歴史文化館蔵）。なお、この写本を作成したのは、経済史家の森嘉兵衛であると推察される。
- (4) 近現代の只出集落において、具体的にどのように家屋が空間的に移動したかは、辻本・戸羽〔2017〕、辻本〔2021〕、辻本・池田・木村〔2022〕で地図を用いて報告している。本論文ではこれらの既出原稿との重複を避ける形で記述を行っているが、昭和三陸津波後の「ジュータク」などの事実関係については一部既出稿と重複する部分がある。
- (5) 1933年3月23日に気仙郡小友村長代理助役及川隆平から岩手県社会課長宛に以下のような文面で申請が出されている。「住宅組合設立技術員派遣申請 海嘯被害地本村只出部落ニ於テ協議ノ結果四十五戸ヲ以テ住宅組合設立高台ニ移転ト共ニ被害旧宅ニ共同作業場新設セルコトニ相成測量設計方申出ニ付技術員御派遣方御取計相成度此段及申請候也」（岩手県庁所蔵永年保存文書「昭和八年 公営住宅及住宅組合 社会課」）。
- (6) 岡村健太郎の研究が明らかにしているように、住宅用地の造成は住宅適地造成事業、住宅の建設は産業組合が個々の被災者に費用を融資する形が一般的であった〔岡村 2017〕。只出集落の事例は、住宅の建設が産業組合ではなく、住宅組合によっている点でやや異例である。住宅組合を所管する岩手県社会課では、1933（昭和8）年4月の時点で「産業組合ニヨリ住宅建設スベキ町村ト本資金（筆者註：住宅組合による罹災住宅復旧資金）ニヨリ住宅建設スベキ町村トノ区分ヲ経済更生課ト協議ノ上」、住宅組合による復旧を「大船渡町、吉浜村、小友村、野田村、山田村、田老村、釜石町（漁村部落ヲ除ク）、米崎村、磯鶏村、宮古町」、産業組合により建設する町村を「右以外ノ罹災町村」としている（岩手県庁永年保存文書「昭和八年 公営住宅及住宅組合 社会課」）。要するに、社会課が管轄するのは住宅組合による復旧、それ以外は経済更生課が管轄する産業組合による復旧、という枠組みが1933年4月に決められていた。どのような基準により産業組合か住宅組合かが決められたかは不明である。なお、小友村においては、大正初期の時点で既に産業組合が成立していた〔岩手県農会 1914：45〕。
- (7) 斎藤利之助の経歴は地方人事調査会編集部〔1979：337〕による。なお、津波を契機に新たに集落内で社会的地位が台頭する事例については、岡村健太郎が大槌町吉里吉里においても触れている〔岡村 2017〕。
- (8) 集団的な黙祷は第一次大戦後のイギリスで戦死者の追悼儀礼としてはじまったものであり、1921年に当時の裕仁親王が訪英した際の経験をもとに、日本に導入され、関東大震災の一周忌の追悼儀礼には皇室の儀礼としてイギリス式黙祷が初めて行われた〔粟津 2015：15〕。また、岩

手県 [1934: 1145-1157] に記載されている岩手県各町村の行事を見ると、3月3日の追悼行事については、どの時刻（地震発生時刻／津波到達時刻／正午）に合わせて黙祷をしたのか、あるいは催される祭礼は追悼会／慰霊祭か、それとも記念祭かというような地域ごとの微細な差異もみられた。

- (9) 例えば前出の斎藤家は、チリ地震津波後の昭和30年代に、もともと家があった低地に分家を出した。
- (10) このことは、集落から18名の犠牲者を出した1933年の昭和三陸津波の津波碑が只出集落内ではなく、集落外の寺院参道に建立されたことと対照的である。
- (11) 以下、本節の記述は断りのない限り只出部落会資料による。
- (12) 只出公民館建設検討委員会「答申書」（2007年12月27日）（只出部落会資料）。
- (13) 只出部落会資料にこの時の行事の写真がアルバムとして残されており、この写真は中野 [2022: 30] に掲載されている。
- (14) これは、2003年5月・7月に相次いで発生した宮城県沖地震の影響によるものとも推察される。
- (15) 本論文では実証的な議論を展開するに至らなかったが、表1に示した通り、小友町は感染症の流行とそれに伴う隔離を歴史的に繰り返し経験してきた地域でもあり、感染症という「危機」と集落立地との関係は、今後検討する必要があると考えている。
- (16) もちろん植田や川島のように、海と人びとの暮らしとを切り離していくようなパターンリスティックな復興政策に対して、地域社会に暮らす人びとの内在的な視点を提示していく研究は極めて重要である。しかしながら、津波常習地に暮らす人びとの合理性を強調しすぎることは、先行研究の論者の意図を離れ、将来発生する危機への対応策について「彼らの合理性」に即せばよいという自己責任論に収斂してしまうことが危惧される。

文献

- 粟津賢太 2015 「慰霊・追悼研究の現在」『思想』1096
- 岩手県 1934 『岩手県昭和震災誌』
- 岩手県農会 1914 『岩手県気仙郡小友村々是調査』（岩手県立図書館蔵）
- 岩手県立盛農学校 1933 『昭和八年三月三日気仙郡海嘯誌』（岩手県立図書館蔵）
- 植田今日子 2016 『存続の岐路に立つむら ダム・災害・限界集落の先に』昭和堂
- 卯花政孝・太田敬夫 1988 「三陸沿岸大海嘯被害調査記録—山奈宗真—」『東北大学工学部津波防災実験所研究報告』5
- 大船渡警察署 1955 『管内実態調査書』（岩手県立図書館蔵）
- 岡村健太郎 2017 『「三陸津波」と集落再編 ポスト近代復興に向けて』鹿島出版会
- 川島秀一 2012 『津波のまちに生きて』富山房インターナショナル
- 川島秀一 2017a 「津波が通った集落の漁業と信仰」中野泰編『川と海の民俗誌：陸前高田市横田・小友地区民俗調査報告書』石崎印刷
- 川島秀一 2017b 『海と生きる作法 漁師から学ぶ災害観』富山房インターナショナル
- 小谷竜介 2017 「小友・横田の集落と祭礼・行事を通してみる集落間交流」中野泰編『川と海の民俗誌：陸前高田市横田・小友地区民俗調査報告書』石崎印刷
- 参謀本部 1879 (1978) 『共武政表（明治十二年）上』柳原書店
- 千葉薫治郎 1952 『回顧録』三陸印刷有限公司（陸前高田市立図書館蔵）
- 地方人事調査会編集部 1979 『郷土の沿革と人脈 三陸沿岸版 1979』（気仙沼市立図書館蔵）
- 辻本侑生・戸羽清次 2017 「地域住民と外部調査者の協同作業による景観復原の実践 小友町只出集

- 落における取り組み」中野泰編『川と海の民俗誌：陸前高田市横田・小友地区民俗調査報告書』石崎印刷
- 辻本侑生 2020「山口弥一郎の津波調査の方法と社会的文脈」福島県立博物館『山口弥一郎旧蔵資料調査報告書（福島県立博物館調査報告第41集）』
- 辻本侑生 2021「災害に伴う地域景観の長期的変化—陸前高田市小友町只出の事例から—」『造景2021』建築資料研究社
- 辻本侑生・池田浩敬・木村周平 2022「災害後の住まいの移動」木村周平編『オトモノコト 陸前高田・小友の暮らしと災害の記憶』筑波大学木村周平研究室
- 内務大臣官房都市計画課 1934『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告書』
- 中野 泰 2014「おわりに」陸前高田市教育委員会編『陸前高田市文化財等保存活用計画策定調査業務報告書 資料編』
- 中野 泰 2022「集落の連帯と協働」木村周平編『オトモノコト 陸前高田・小友の暮らしと災害の記憶』筑波大学木村周平研究室
- 陸前高田市史編集委員会編 2001『陸前高田市史 第十一巻 資料編（I）』陸前高田市
- 陸前高田市史編集委員会編 2002『陸前高田市史 第十二巻 資料編（I）』陸前高田市
- 山口弥一郎 1943『津浪と村』恒春閣書房